**〇〇〇スポーツ少年団規約【参考例】**

1. **総　　則**

**第１条（目的）**本規約は、○○○○スポーツ少年団（以下「本団」といいます。）の運営に関する基

本的な事項を定めるものです。

**第２条（事務所）**本団の事務所は○○○○内に置きます。

**第３条（目的）**本団は、日本スポーツ少年団の目的に従い、スポーツを通じ青少年の心身の健全

な育成に資する事を目的とします。

**第４条（活動）**本団は、前条の目的を達成するために次の活動を行います。

1. 各種スポーツ活動　　　（５）他団体との交歓交流活動
2. 体力テスト　　　　　　　　（６）奉仕活動
3. レクリエーション活動　　（７）その他本団の目的達成に必要な活動
4. 文化学習活動
5. **団　　員**

**第５条（構成）**原則、行方市内に在住し、本団において前条に定める活動を行うことを希望する者は、誰でも本団の団員となることができます。

**第６条（申込み）**本団の団員となることを希望する者は、本団の所定の様式により申込みをし、第20条に定める会費を支払ってください。

**第７条（有効期間）**本団の団員となる期間は、加入の申込みを受けた日からその年度の末日（3月３１日まで）までとなります。次年度も団員となることを希望する者は、改めて前条に定めるとおり、本団に申込みを行ってください。

**第８条（団の登録）**本団は、第６条に定めるところにより加入登録を行った団員をまとめ、日本スポーツ少年団登録システムに登録するとともに、団として行方市スポーツ少年団に所定の登録料を支払って、本団の登録を行います。また、団登録に明記された団員は、全員公益財団法人スポーツ安全協会の保険に加入いたします。

**第３章　　　育成母集団**

**第９条（権限）**育成母集団は、本団の組織、運営、管理その他本団に関する一切の事項について決議をすることができます。

**第１０条（構成）**育成母集団は、第１１条に定める育成者をもって組織されます。

**第１１条（育成者）**

1. 新たに団員となった者の保護者は、当然に育成者となります。
2. 前項に定めるもののほか、本団の目的に賛同する個人、団体は、育成母集団総会による承認をもって、育成者となります。
3. 保護者以外の者（過去に保護者であった者を含む）は、いつでも、本団に届け出ることにより、育成者を辞任することができます。

**第１２条（育成母集団総会の開催）**

1. 当団の定時育成母集団総会は、毎年4月1日から5月末日までの間に開催されるものとします。
2. 団長は、前項に定めるもののほか、いつでも育成母集団総会を招集することができます。
3. 育成者の総数の3分の1以上の者が希望するとき、団長は、育成母集団総会を招集しなければならないものとします。

**第１３条（決議要件）**育成母集団総会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の過半数をもって行います。

**第１４条（議事録）**

1. 団長は、育成母集団総会の議事について、議事録を作成するものとします。
2. 本団は、育成母集団総会の日から5年間、前項の議事録を保管するものとします。

**第４章　　　役　　員**

**第１５条（役員）**本団には、次の役員を置きます。

　　　　団　長　1名　　　　　　副団長　若干名（各学年より1名）

　　　　指導者　若干名　　　　会　計　2名　　　監　事　2名

**第１６条（選任）**前条の役員は、育成者の中から、育成母集団総会の決議により選任します。

**第１７条（任期）**

1. 本団の役員の任期は、選任後最初に実施される定時育成母集団総会の終了時までとします。但し、再任を妨げません。
2. 本団の役員に欠員の生じた時は、育成母集団総会の決議により、それを補充するものとします。

**第１８条（権限）**

1. 団長は、本団を代表し、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、団務を統轄します。
2. 副団長は、団長を補佐し、団長に事故ある時は、その職務を代行します。
3. 指導者は、育成母集団総会によって決議された活動方針に従い、本団の活動を指導します。
4. 会計は、本団の会計を担当します。
5. 監事は、前各項に定める者の会計に関する業務執行を監査し、計算書類について意見を述べます。

**第５章　　　会　　計**

**第１９条（会計）**本団の会計は、団員の納める会費、育成母集団費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。会費については、別に定めます。

**第２０条（会費）**会費は団員1人当たり1年〇〇円とし、毎年4月に前期分〇〇円、10月に後期分〇〇円を納入するものとします。なお、会費には以下の費用が含まれます。

　　　　スポーツ少年団登録料700円（国登録料300円　県登録料200円　市登録料200円）

　　　　公益財団法人スポーツ安全協会の保険加入料〇〇〇円

**第２１条（会計年度）**本団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

**第２２条（事業報告、計算書類の承認）**

1. 団長は、定時育成母集団総会において、前年度の事業報告を行い、計算書類の承認を受けなければなりません。
2. 監事は、前項に定める事業報告および計算書類については、事前に確認の上、意見を述べることができます。

**第６章　　　その他**

**第２３条（個人情報の取扱と利用目的）**

1. 本団の活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、学年、住所、電話番号、メールアドレス、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格の登録番号、資格名）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。
2. 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（未成年の場合は、保護者）の承諾なく、他の目的には利用いたしません。

・スポーツ少年団登録手続き

・スポーツ少年団関係の事業への参加申込

・その他必要な場合（個人情報利用前に本人（未成年の場合は、保護者）に承諾を得ることとします。）

**第２４条（所属団体の規定の適用）**本団の活動に当たっては、本団が登録する、日本スポーツ協

会、日本スポーツ少年団、茨城県スポーツ少年団、行方市スポーツ少年団および日本〇〇〇〇【競技の国内統括団体】（以下総称して「所属団体」といいます。）の諸規定が適用されます。本年の活動に参加する者は、所属団体に対する個別の登録の有無にかかわらず、所属団体の諸規定を遵守するものとし、これに違反した場合には本団および所属団体から処分を受けることがあることを予め承諾するものとします。

**第２５条（規約の改正および解散）**

1. 本規約の改正および本団の解散は、育成母集団総会の承認をもって行います。
2. 前項に定める承認の決議は、議決権を行使することができる育成者の過半数が出席し、出席した育成者の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

附則１．本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行します。